令和８年度　串木野高等学校

生　徒　心　得

１　基本的心構え

本校の生徒は本校の教育目標に従って、人格の形成を目指し、常に本校生徒としての自覚のもとに行動することが大切である。誇りある楽しい学校をつくることは各自の努力と協力によってのみ達せられるものである。次に掲げる心得を遵守し、明るく規則正　しい、しかも有意義な学校生活を過ごすように努力してほしい。また、それぞれの項目　を受動的に遵守するのではなく、なにのために設けた決まりであるのか、その意義を理　解することが大切である。そして、主体的に校則を遵守してほしい。

２　登校、下校、欠席、遅刻、早退、忌引

(1)　朝活用（８：20～）に間に合うように登校する。

(2)　下校時間は３～10 月は 19 時、11～２月は 18 時 30 分とする。ただし、必要に応じて教師及び顧問の許可を得て延長することができる。なお、延長時刻については、３～10 月は 19 時 30 分、11～２月は 19 時とする。

(3)　欠席、遅刻、早退、欠課等があらかじめ分かっている場合は、事前にクラス担任に届け出る。

(4)　事前に連絡が出来ない場合は、当日の朝にオンライン等で学校に連絡する。

(5)　交通機関の遅延や天災等による遅れ以外は遅刻とする。

(6)　遅刻して登校した場合は、事務室前にあるレターケースから「遅刻届」を取り、必要事項を記入の上、教頭⇒教科担任⇒クラス担任の順に、指導及び押印を受ける。指導後は、「遅刻届」をクラス担任に提出する。

(7)　忌引の日数は、次の通りとする。

父母…７日以内、祖父母・兄弟…３日以内、伯叔父母・曾祖父母…１日

３　所持品

学校は勉学の場であることを自覚し、学習の妨げとなるものや不必要なものは持参してはならない。

(1)　スマートフォン（許可制）、雑誌、漫画、カードゲーム、菓子類などは持ち込まない。

(2)　ひざ掛けは華美でないものとし、授業中のみの使用とする。

(3)　携帯扇風機は校内での使用は控える。

(4)　ナイフ等の危険なものを所持及び持ち込みは厳禁である。

4　交友

お互いに相手の人格を尊重し合い、自分の行動には責任をもち、明るく健全で対等な交際をするように心がける。特に、男女間の交際については、他人の誤解を招くことのないように十分注意しなければならない。

⑴ 保護者や教員同伴でない宿泊旅行、キャンプ、合宿などは禁止する。就職や受験等の旅行はこの限りではない。

⑵ 友人間での外泊は原則禁止する。

5　選挙運動など

生徒会の活動以外の選挙運動については次の通りとする。

⑴ 公職選挙法及び関連法を遵守する。

⑵ 校内及び周辺道路での活動は禁止する。

⑶ 学校以外で活動をする場合は、特別活動参加届を提出する。

6　集会及びその他の届け出

学校内外を問わず、秩序を乱す行動はしない。届け出・許可が必要なものは必ず事前に申し出る。

⑴ 学校内外での集会（前項5は除く）、掲示、旅行、アルバイト等

⑵ 休業日等での運動場、校舎、校具等を使用する場合

7　通学

登下校にあたっては、交通ルール及びマナーを遵守し、危険のないように心掛けねばならない。また、地域の一員であることを常に自覚し、品格を落とすような言動があってはならない。

⑴ 徒歩通学者は、右側通行とし、二列以上横に広がらない。

⑵ バス及び電車の定期券の購入は事務室で手続きをする。

⑶ 自転車通学許可について

道路交通法上、自転車は「軽車両」と位置づけられること及び通学のための利用であることを認識する。

ア　通学許可条件

(ｱ) 使用タイプはシティーサイクル型のみとする。

(ｲ) ハンドルは普通型とする。

(ｳ) 整備及び点検がなされていること。

(ｴ) 荷台又は前かごがあること。※　荷台のみの場合は、荷ヒモが必要

(ｵ) ヘルメットを装着すること。

(ｶ) 防犯登録をしてあること。

(ｷ) 許可ステッカーが後車輪の荷台下に貼付してあること。

(ｸ) 賠償責任保険に加入すること。

※　県 PTA 連合会総合保障制度に加入することが望ましい。

イ　遵守事項

（ｱ）２人乗り、スマホ利用、イヤホン装着、傘さし、並進、無灯火、右側走行はしない。

（ｲ）ヘルメットを必ず装着する。

（ｳ）駐輪場の所定の場所に駐輪し、必ず施錠をする。※　ニ重ロックが望ましい。

（ｴ）学校外に駐輪をしない。

（ｵ）雨天時は雨具を着用する。

ウ　危険行為は、今後交通違反となり罰則が科される。

交通違反の対象となる行為（一部抜粋）

信号無視、スマホながら運転、２人乗り、歩道走行、無灯火

ヘルメット不着用、歩行者妨害、一時停止違反　等



⑷　単車通学許可について

道路交通法を遵守し、交通安全を最優先する。

ア　免許取得について

（ｱ）許可条件を満たし、通学で利用する場合のみとする。私的利用での取得は認めない。

（ｲ）免許取得は長期休業中のみとする。

（ｳ）試験結果については、始業式の日に担任に報告すること。

イ　通学許可条件

（ｱ）原則として、学校から４㎞以上 25㎞以下（最寄駅まで３㎞以上）であること。

（ｲ）使用できる単車は原付のみであり、荷物を安全に固定できる荷台があるスクーター型又はカブ型とする。※　荷ヒモを必ず使用する。

（ｳ）本校許可ステッカーが貼付してあること。

（ｴ）ヘルメットは黒又は白の単色のフルフェイス型とする。

ウ　遵守事項

（ｱ）道路交通法を遵守し、特に法定速度（30㎞/h）を守る。

（ｲ）２人乗りや暴走など、危険行為は厳禁である。

（ｳ）荷物は必ず荷ヒモを使い、荷台に固定する。

（ｴ）駐輪場の所定の場所に駐輪し、必ず施錠をする。※　ニ重ロックが望ましい。

（ｵ）学校外に駐輪をしない。

（ｶ）雨天時は雨具を着用する。

8　スマートフォン及びタブレット端末

⑴　スマートフォンは許可制とするが、校内での使用（授業における学習目的以外）は禁止する。

違反した場合の指導措置

１回～３回：担任(副担任)が指導した後、本人に返却

４回～６回：学年主任が指導した後、本人に返却

７回目以降：生徒指導主任が指導した後、本人に返却

⑵　タブレット端末の使用についての詳細は以下の通りとする。

ア　学習目的以外の利用は禁止する。

イ　授業における使用は、教科担任の指示に従う。

ウ　充電については、各自自宅で行う。校内での充電は禁止する。

エ　動画や写真の撮影を行う場合は、適切な許可を得てから行う。

オ　校内ネットワークを使用しての、学習目的以外のデータのダウンロードやアップロード等は行わない。

カ　個人持込端末へのアプリケーションのインストールや OS 等のアップデートについては、自宅のネットワークで行う。

キ　個人持込端末は、パスワード認証や指紋認証等の画面ロック設定をする。

※保管及び管理については、持込者がその義務を負い、盗難、紛失、破損等の事故が生じたときは、その損害については保護者が負うものとする。

9　アルバイト

アルバイトの許可条件は以下の通りである。希望する場合は、所定の手続きをとる。

⑴　長期休業中に限る。（３年生は卒業考査後も可）

⑵　原則として、居住する市町村といちき串木野市とする。

⑷　主に酒類を提供する飲食店や危険を伴う労働や遊技場で働くことは禁止する。

⑸　平常時の特別アルバイトは保護者の申出により、担任・生活指導係に連絡、生活指導係会及び職員会議で審議する。

10　服装頭髪容儀規定

服装容儀については、みだりに流行を追うことなく、学び場としての学校にふさわしい、清潔で常に質素、端正を重んじる。また、華美なものは避ける。

※　年間を通しての更衣については、天候や体調等の状況に応じて各自で判断する。

（⑴）　制服

共通：ブレザー、シャツ（長袖・半袖ポロシャツ）、ネクタイ（冬及び中間服）
　　ベスト（希望者）

男子：スラックス・ベルト（夏・冬）

女子：スカート及びスラックス・ベルト（夏・冬）

(2) 靴下は白、黒、紺色のものとする。ワンポイントは華美でないものとする。
(3) 通学靴については、革靴（黒・茶色）及び白系統の運動靴（ワンポイント、ワンライン可）とする。ハイカットは不可とする。
(4) 通学カバンはリュック、スポーツバッグ、ボストンバッグ等とし、華美でないもの（黒色系統）とする。
(5) キーホルダー類をたくさんつけることは避ける。
(6) インナーはシャツの上から透けるような濃い色や柄物のものは着用しない。
(7) 通学における防寒着類
ア　コート、ジャンバー、マフラー、ネックウォーマー、手袋等の着用を認める。ただし、着用は、校舎外のみとし、脱靴場で脱ぐこと。
イ　色は黒、グレー及び紺色系統とする。
(8) 校内における防寒
ア　原則、制服の下には、制服として定められている以外のセーター、トレーナー類を着用することは禁止する。ヒートテック等の着用に努める。
イ　防寒着着用を希望する場合は、異装許可を受ける。その場合は、制服の下からはみださないようにする。また、華美でないものとする。ただし、パーカータイプは禁止する。
ウ　ひざ掛けの使用は認める。ただし、華美でないものとする。
(9) 眉及びまつげ
ア　眉は整える程度にし、過度に細くしない。
イ　まつげの加工は禁止する。
(10) 頭髪及びその他（男女共通）
ア　後髪は肩の線より長くなったら、１つまたは２つに括ること。
イ　ヘアピンやゴム紐、バレッタ等を使用する際は、黒・紺無地のものとする。
ウ　奇抜な髪型及び染髪、カール、パーマは禁止する。
エ　化粧をしない。
オ　カラーコンタクトレンズの使用は禁じる。
カ　ピアスの穴を開けない。
キ　制服を着用するにあたり、相応しい頭髪・服装とする。

11　その他

有意義で健全な学校生活を送るために、また、社会で通用する人間を目指すために、基本的な生活習慣やマナーを身に付け、それらを常に実践できるように心掛ける。
また、安心・安全を優先した行動をとるように努める。

⑴　昼食は、原則として教室でとる。

⑵　校内外問わず食べ歩きや飲み歩きはしない。休み時間にジュースを飲む場所は、自動販売機前のベンチ及び各教室とする。

⑶　公共物を破損した場合は、担任に届け出る。場合によっては修繕修理費用を請求することもある。

⑷　保護者等の車による送迎は、特別な事情を除き、校外の安全を確保できる場所で乗降車する。

⑸　夜間の外出は家族の承諾を得る。また、深夜（午後 11 時～午前４時）の外出は、鹿児島県青少年保護育成条例に照らして禁止とする。

12　生徒心得の改正及び廃止（以下、改正等）の手続き

校則に関しては、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その内容が適切なのか、また本当に必要か等、絶えず検証・見直しを図ることが大切である。よって、生徒心得及び校則の改正等を行う場合は、以下の手順によるものとする。

⑴　生徒会は、議決機関の生徒総会等を通じ、校長に対して改正等を要望することができる。

⑵　校長は、改正等が必要と判断した場合及び前項に基づく要望があった場合、担当分掌の教職員及び生徒代表から構成される「検討委員会」等を立ち上げる。

⑶　検討委員会は、アンケート等の適切な方法で、生徒や保護者等から意見を聴取するとともに、職員会議等でその内容及び結果について議論する。

⑷　校長は、職員会議等の議論を踏まえ、その内容についての改正等について決定する。

⑸　前項の決定については、その議論の経過及び決定理由等について、生徒及び保護者等に説明する。また、学校のホームページ等に掲載し、地域への周知を図る。

以上

令和６年２月１月改訂